

総務常任委員会記録

令和6年6月24日（月）於 第1委員会室

開会 午前10時00分

散会 午前11時22分

○出席委員（7名）

5番 赤平泰衛委員 16番 木村隆洋委員 17番 千葉浩規委員
19番 外崎勝康委員 24番 三上秋雄委員 25番 佐藤哲委員
27番 清野一榮委員

○出席理事者（10名）

財務部長 奈良道明	市民税課長 村元広美
資産税課長 田中知巳	商工部長 中村工
相馬総合支所長 小山内一仁	産業育成課長 太田尚享
収納課長 中田和人	総務部長 堀川慎一
契約課長 成田政嗣	健康づくりのまちなか 拠点整備推進室長 青山洋蔵

○出席事務局職員（2名）

局長 西谷慎吾 書記 附田準悦

【午前10時00分 開会】

○委員長（佐藤 哲委員） これより、総務常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は議案8件であります。

なお、審査に先立ち申し上げます。

議案等審査に当たりましては、配付いたしました議案等審査順序表のとおり審査を進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議案第49号 事件処分の報告及び承認について（事件処分第5号）

○委員長（佐藤 哲委員） まず、議案第49号事件処分の報告及び承認について（事件処分第5号）を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。財務部長。

○財務部長（奈良道明） それでは、議案第49号事件処分の報告及び承認について御説明いたします。

本案は、令和6年3月30日付で地方税法等の一部を改正する法律が公布、同日施行したこと

を受け、令和6年度分の個人市民税について、定額による特別税額控除を実施するなど、課税事務に急を要したため処分したものであります。

それでは、主な改正の内容について御説明いたしますので、お配りしている資料、「弘前市税条例の一部改正」(事件処分)概要を御覧願います。

Iの1の個人市民税関係につきましては、(1)は、令和6年度能登半島地震災害に係る雑損控除額の特例の対象となる雑損失の範囲等を規定するものであります。

(2)は、令和6年度の措置として、定額による市民税の特別税額控除、いわゆる定額減税に係る規定の新設をするものであります。

(3)は、定額減税の規定の新設に伴い、特別税額控除額の算定に用いる所得割の額の読替規定を追加するものであります。

2の固定資産税関係につきましては、(1)は、固定資産税の軽減措置に係る法律及び規則改正に伴う項ずれ等を改正するものであります。

(2)は、土地に係る固定資産税及び都市計画税等の負担調整措置の延長と法律及び規則改正に伴う項ずれを改正するものであります。

IIの附則につきましては、第1条で施行期日を、第2条で経過措置を規定するものであります。

以上であります。

○委員長(佐藤 哲委員) 本案に対し、御質疑ありませんか。

○17番(千葉浩規委員) よろしく願います。1回で質疑します。

定額減税に係る規定の新設ということですので、まずは定額減税の概要について、あとその対象者と、どのように適用されるのかということが一つ。

もう一つは、定額減税は1年限りと聞いていますが、そうなった場合、来年度にまた条例の改定が必要になるのか、答弁をお願いします。

○市民税課長(村元広美) そうすれば、定額減税ということでありませぬ。

まず、定額減税とは何かということなのですが、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却の一時的な措置として、所得税と個人住民税の両方を減税するというにはなるのですが、市としては個人住民税のお話をさせていただきますけれども、それを減税するものであります。

対象者としては、令和5年分の合計所得金額が1805万円以下である所得割の納税義務者となります。

定額減税はどのように適用されるかということですが、納税義務者本人と国内居住者である控除対象配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円で算出した定額減税額を納税義務者の所得割から控除するものであります。例えば、控除対象配偶者を含めた扶養親族が3人——奥さんとお子さんが2人いた場合、合計3人の場合は、本人と合わせて4人分ということで、4万円が定額減税として控除されるということになります。

それから、この定額減税は今年度で終了ということになってはいますが、今この条例改正を行うのですけれども、この改正に関しては、令和7年度分も一部あるのですけれども、令和6年度の定額減税に関するものとして条例の附則に規定させていただくということになりますので、何というのでしょうか、時限的ということですね。令和6年度、7年度分が対象ということになるので、これを後で元に戻すという改正は基本的に行わない予定としております。

○委員長(佐藤 哲委員) ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり承認いたしました。

議案第54号 弘前市税条例等の一部を改正する条例案

○委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第54号弘前市税条例等の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。財務部長。

○財務部長（奈良道明） それでは、議案第54号弘前市税条例等の一部を改正する条例案について御説明いたします。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部改正に伴い、公益信託に係る寄附金を市民税の税額控除の対象とするなど、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、主な改正の内容について御説明いたしますので、お配りしております資料、弘前市税条例等の一部改正概要を御覧願います。

Iの弘前市税条例の一部改正の1、個人市民税関係につきましては、(1)は、「公益信託に関する法律」の全部改正に伴い規定を整理するものであります。

(2)は、個人市民税の減免について、能登半島地震などの大規模災害後の事例を踏まえ、被災者の負担軽減のため、職権による減免を可能とする規定を追加するものであります。

2の固定資産税関係につきましては、(1)は、関係法の改正に伴う引用条項の規定の整理と地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例の割合の新設をするものであります。

(2)は、固定資産税及び特別土地保有税の減免について、個人市民税と同様に職権による減免規定を追加するものであります。

IIの弘前市特別災害による被害者に対する市税減免の特別措置に関する条例の一部改正につきましては、総務省通知に倣い、減免規定を整備するとともに、市税条例と同様に職権による減免規定を追加するものであります。

IIIの弘前市特別災害による被害者に対する国民健康保険料減免の特別措置に関する条例の一部改正につきましては、総務省通知に倣った市税の減免規定に準じ、規定を整備するものであります。

IVの附則につきましては、施行期日を規定するものであります。

説明は以上であります。

○委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○17番（千葉浩規委員） Iの弘前市税条例の一部改正についてですが、1の個人市民税関係の

(1)「公益信託に関する法律」の部分ですけれども、資料では「公益信託に関する法律」の全部改正に伴う規定の整理について、第23条の3の2の説明で「公益信託の見直しに伴い、所得税法の規定が見直しされたことから」というふうにあります、どのような見直しがあったのかというのが一つです。

もう一つは、第29条の職権による減免を可能とする規定の追加ということについてですが、現在の減免の申請方法について答弁をお願いします。

それと、職権による減免を可能とする改正の理由について答弁をお願いします。

○市民税課長（村元広美） そうすれば、まず公益信託の関係について答弁いたします。

まず、公益信託制度というものなのですが、公益法人のように、機関というか団体を設けることなく、信託財産及び受託者の組織・能力を活用して委託者の意思を反映した公益活動を行う制度となっておりますけれども、これに関して、普及が進まなくてその役割を果たせないという現状がありました。それを受けて、民間公益活動の中核である公益法人制度との整合性を取るための制度改革が進められておりました。

今回の法律改正によりまして、より使いやすい公益信託制度へ抜本的に見直しがなされまして、公益信託や公益信託に寄附を行う個人または法人に対する課税等について、公益法人等並みの税制上の措置を講じることとなりました。この改正によりまして、民間公益の活性化が図られるものとなっております。

次に、減免できることとなったということなのですが、減免の申請方法については、現行であれば減免を受けようとする方が納期限までに申請書、それから減免を受けようとする理由を証明する書類を提出することとなっております。

今回の改正で、職権による減免を可能とする改正理由なのですが、これまでも大規模災害が発生した際の減免の適用に当たりましては、申請書等を提出しなければならないとする規定があったことによりまして、申請がなければ、減免事由に該当することが明らかな場合であっても適用できないという事例が生じまして、被災者の方や自治体の担当双方において負担となっていましたことから、国が改正条例の例——条例をこういうふうに変更すればよいという例を今回示してくれたということもありまして、救済されるべき被災者を適正かつ迅速に減免適用することを目的として今回これを改正するものであります。

○委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

弘前市産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例及び弘前市
議案第55号 地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条
例案

○委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第55号弘前市産業振興促進区域における固定資産税の特
別措置に関する条例及び弘前市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の
一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。財務部長。

○財務部長（奈良道明） それでは、議案第55号弘前市産業振興促進区域における固定資産税の
特別措置に関する条例及び弘前市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例
の一部を改正する条例案について御説明いたします。

本条例案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又
は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部改正に伴い、固定資産税の
課税免除の特別措置の対象となる設備の取得等の期限を延長するなど、所要の改正をしようと
するものであります。

それでは、制度の概要と改正内容について御説明いたします。

弘前市産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例につきましては、過疎
地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域を対象として、製造業、旅館業、情
報サービス業、農林水産物販売業に係る一定規模以上の新增設に対して固定資産税の課税免除
を行い、過疎地域の持続的発展を促すこととしております。

このたびの省令改正に伴い、設備取得の期限を令和6年3月31日までから令和9年3月31日
までに3年間延長しようとするものであります。

弘前市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例に
つきましては、地域再生法の規定に基づき、県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備
計画の認定を受け、地方において本社機能の強化を行う事業者に対して課税免除または不均一
課税などの優遇措置を講じることで、地方への本社機能の移転・拡充を促すこととしておりま
す。

このたびの省令改正に伴い、優遇措置を受けるために事業者が県知事から計画の認定を受け
る期限を令和6年3月31日までから、令和8年3月31日までに2年間延長しようとするもので
あります。

説明は以上であります。

○委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○17番（千葉浩規委員） まず、今回、二つの改正案が一つの議案として提出された理由につい
て。

あともう一つ、産業振興促進区域の対象となる区域はどこなのかと。

三つ目は、産業振興促進区域は3年間の延長と、地方活力向上地域は2年間の延長というこ
とで、それぞれこれまでに延長されてきた回数。

あと、3年間、2年間と小刻みに延長する理由について。

また、3年間というのと2年間とあるわけですが、この違いは何なのかということで答弁を
お願いします。

○資産税課長（田中知巳） まず1点目、二つの条例が一つの議案で提出されたのはなぜかという事ですけれども、議案第50号として提案している二つの条例の改正は、固定資産税の特別措置を実施した市町村に対し、国が減収分を普通交付税で補填できる期間・区域などの要件を規定する省令の改正に伴うもので、過疎法及び地方再生法の規定に対応した省令がそれぞれ定められています。このたび、これらの省令の改正が同一の改正省令で実施されたことから、対応する条例の改正につきましても一つの議案として審査することが適当と判断したので、一つの議案として提出をしたものでございます。

二つ目、国による減収補填制度とはということです。課税免除による減収分の補填につきましては……すみません。産業振興促進区域はどこかということです。

こちらのほうは旧相馬村地域でございます。

次に、これまでの期間延長の回数と、3年延長の理由はということでございます。

産業地域促進区域——旧相馬村地域の特別措置については、令和3年に制定された現行の過疎法の下では1回目、3年の延長となります。延長期間については、減収分を普通交付税で補填できる要件として、資産取得の期間が3か年と省令で定められており、その省令の延長期間に合わせて条例を改正しようとするものです。

これまでの延長では、過疎地域を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、対象となる業種や設備投資の規模などの基準の見直しが図られております。

次に、なぜ2年と3年かということでございますが、こちらのほうは根拠となる法令が違っていたので、産業振興促進区域については3年、もう一方のほうについては2年と国の省令で定められておりますので、それに合わせて3年と2年に設定しているものです。

○産業育成課長（太田尚享） 弘前市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例のほうなのですが、こちらのこれまでの延長回数につきましては、平成28年6月28日の本条例施行後、今回で4回目の改正となります。

小刻みに延長する理由につきましては、こちらのほうにつきましては、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令のほうを根拠にしております、こちらの省令の改正により今回、期限が2年間延長されたことに合わせて本条例についても改正するものでございます。

○委員長（佐藤 哲委員） あと答弁はないか。（「大丈夫です」と呼ぶ者あり）

○17番（千葉浩規委員） 今回延長ということですが、それぞれについて、これまでの実績について答弁をお願いします。

○資産税課長（田中知巳） これまでの特別措置の実績ということです。

産業振興促進区域における特別措置の件数は2件ございます。1件目、平成12年度から14年度まで、製造業者1社に対して114万7800円。2件目、平成28年度から平成30年度まで、製造業者1社、416万9700円の免除をしております。

○産業育成課長（太田尚享） 地方活力向上地域に係る特別措置につきましては、これまでの実績はございません。

○17番（千葉浩規委員） 国の制度で補助をやっているわけですが、国のほうでは75%しか面倒を見てくれないと。国の制度ですから、100%面倒を見るべきではないかと思えます。

このことをどのように考えたらいいか、答弁をお願いします。

○資産税課長（田中知巳） 原則として、地方公共団体が任意で行った税の減免については、基準財政収入額の算定上、公平を欠くことがないように、減収補填は行わないこととされております。

しかしながら、助成措置として税の軽減を実施することにより、企業の地方誘導が進むことで地方公共団体の行政水準の向上と財政力の平準化が図られることから、国では政策的配慮として減収補填を実施することとなっております。こちらのほうは法令に基づく、75%となっておりますので、市のほうは必要と考えております。

○委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第65号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について

○委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第65号青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。財務部長。

○財務部長（奈良道明） 議案第65号青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について御説明いたします。

青森県市町村総合事務組合は、市町村の事務の一部を共同処理するために、平成19年4月1日に発足した一部事務組合であります。

本件につきましては、共同処理する事務のうち、市町村税等の滞納整理に関する事務に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第2条第5号に規定する森林環境税に係る徴収金」を加えるとともに、これに伴い規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

説明は以上であります。

○委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第60号 工事請負契約の締結について（令和6年度旧市立病院改修工事（建築工事））

○委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第60号工事請負契約の締結についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（堀川慎一） 初めに、配付資料について御説明申し上げます。旧市立病院改修工事に係る議案第60号から第62号につきまして、議案ごとに工事概要をまとめた資料及び図面のほか、入札執行書をお配りしております。

それでは、議案第60号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本工事は、市民の健康寿命の延伸及び中心市街地のにぎわい創出を図るため、旧市立病院を健康・医療・福祉、多世代の交流、多様な学びの機能を併せ持った健康づくりのまちなか拠点として整備するための改修を行うものであります。

工事名称は令和6年度旧市立病院改修工事（建築工事）で、工事場所は弘前市大字大町三丁目8番地1ほかであります。

工事の概要は、地上6階、地下1階建てである旧市立病院の改修に伴う建築工事を行うものであり、耐震改修工事、既存撤去工事、外構工事を含むものであります。

契約金額は29億3700万円、契約の相手方は堀江・南・弘和建設工事共同企業体、竣工期限を令和8年7月2日として契約を締結しようとするものであります。

説明は以上であります。

○委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○17番（千葉浩規委員） よろしくお願ひします。まず、1回目は四つあります。

一つは、入札に参加できる資格について答弁をお願いします。

二つ目は、総合評価落札方式で入札を行う理由として「価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定することが適当と認められるため」とありましたが、何をもって適当とするのか、その判断基準について答弁をお願いします。

また、三つ目は、予定価格と基準数値の根拠となるものは何なのかということで答弁をお願いします。

四つ目は、技術評価点について、技術評価点の項目と点数の配分、あと2者においてどのような項目で差がついたのか、答弁をお願いします。

○契約課長（成田政嗣） それでは、順にお答えします。

まず、入札に参加できる資格についてです。

本工事は自主結成の方法により3者または4者で結成する特定建設工事共同企業体で施工する方式としており、共同企業体の代表者の主な資格要件として、市内に本店を有すること、市

の令和6年度建設工事指名競争入札参加資格者名簿において建築一式工事A等級に格付されていること、平成21年度以降に建築一式工事で1件の契約金額が14億7400万円以上の元請施工実績があることなどを定めております。また、共同企業体の代表者以外の構成員の資格要件としましては、市内に本店を有すること、市の令和6年度建設工事指名競争入札参加資格者名簿において建築一式工事A等級に格付されていること、平成21年度以降に建築一式工事的元請施工実績があることなどを定めております。

次に、総合評価落札方式での判断基準についてです。

総合評価落札方式は、企業の施工能力や地域貢献等、価格以外の要素を加味して落札者を決定することにより工事の品質を確保するとともに、優良業者を適正に評価するものであり、当市における対象は土木一式工事が5000万円以上、建築一式工事が6000万円以上、電気工事及び管工事が4000万円以上の予定価格となる工事と定めているため、本議案についても総合評価落札方式で落札者を決定することが適当と判断したものであります。

次に、予定価格と基準数値の根拠となるものについてです。

予定価格につきましては、本工事を発注するために作成した設計書の設計金額を基に適切に設定しております。基準数値につきましては、最低制限価格と同じく、設計書における直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の額に一定の割合を乗じて算出した数値であります。

次に、技術評価点についてです。

技術評価点の評価項目としましては、大きく三つの部分で評価を行い、企業の施工実績等を評価する企業の施工能力の配点を5.5点、配置予定技術者の施工実績等を評価する配置予定技術者の能力の配点を4.5点、防災協定等の締結状況等を評価する地域貢献の配点を2点、最高点は12点となっております。

また、本工事の入札者間で差が出た部分は、配置予定技術者の施工実績と技術者の雇用状況の項目で、堀江・南・弘和建設工事共同企業体の配置予定技術者の施工実績は1点、技術者の雇用状況は0.5点であったのに対し、吉川・オサ・工藤建設工事共同企業体の配置予定技術者の施工実績は零点、技術者の雇用状況は1点であり、結果として、堀江・南・弘和建設工事共同企業体の技術評価点は9点、吉川・オサ・工藤建設工事共同企業体の技術評価点は8.5点となったものであります。

○17番（千葉浩規委員） 四つあります。

一つは、今回の落札率が約99.66%ということですが、その評価について答弁をお願いします。

二つ目は、予定価格と基準数値から見て、今回の落札決定者の評価値についてどのように評価しているのか、答弁をお願いします。

三つ目は、2者の参加でしたけれども、競争性は十分に発揮されたというふうに評価しているのかどうか、答弁をお願いします。

四つ目は、落札決定者の概要について答弁をお願いします。

あとは、今後のスケジュールについてもお願いします。

○契約課長（成田政嗣） 落札率の評価についてです。

過去3か年の建築一式工事的平均落札率は、令和3年度が96.51%、令和4年度が96.97%、令和5年度が99.02%であり、今回の落札率は令和5年度と同程度の数値であると認識しております。

近年、落札率は上昇傾向にありますが、これにつきましては、近年の物価高騰のほか、一式工事であるため、下請に出す部分が専門工事である電気設備・機械設備と比較して自社の努力では対応できない部分が多いことから、落札率も90%台後半になることが多いのではないかと推測しております。

次に、予定価格と基準数値から見た評価値についてです。

建築一式工事の落札者の価格評価点と技術評価点の合計である評価値は94点であり、2番目の事業者とは0.786ポイントの差となっております。今回の入札は、入札価格に加え、配置予定技術者の施工実績と技術者の雇用状況の部分で差が出ておりますが、価格以外の要素も加味して落札者を決定する総合評価落札方式の趣旨に沿った適切な評価が行われたものと考えております。

次に、競争性に対する評価です。

本工事では複数の共同企業体に参加可能な入札参加条件としており、その結果として自主結成方式で結成された2共同企業体が入札に参加したものであることから、競争性は発揮されているものと考えております。

次に、落札決定者と今後のスケジュールについてです。

本工事の落札者である堀江・南・弘和建設工事共同企業体につきましては、代表者が株式会社堀江組、構成員を株式会社南建設及び弘和建設株式会社とする共同企業体であり、各構成員の出資比率は、株式会社堀江組が40%、株式会社南建設が35%、弘和建設株式会社が25%であります。

今後のスケジュールにつきましては、本議案が可決された場合、その後、相手方へ通知を行い、その通知をもって本契約が成立します。その後は、速やかに工事着手に係る手続を行うこととなります。

○17番（千葉浩規委員） 今、物価高騰の折ですけれども、原材料費や人件費の増加等があった場合の対応はどうか、答弁をお願いします。

○健康づくりのまちなか拠点整備推進室長（青山洋蔵） 物価高騰の際の対応でございます。

本工事の契約におきましては、賃金水準あるいは物価水準の変動があった場合などに変更契約を締結できる条項を定めております。

こうしたことから、変更契約の対象となる一定の条件は定められておりますが、工事請負事業者等からの協議により適切に対応することとなります。

○16番（木村隆洋委員） そもそも論的なことをちょっとお伺いしたいのですけれども。

まず、旧市立病院の運用が始まったのは、そもそもいつなのかというのと併せて、これまで複数回、増改築等を行っていると思います、耐震等も含めて。これは過去、いつ、何回行ってきたのかお伺いいたします。

○健康づくりのまちなか拠点整備推進室長（青山洋蔵） 現在の市立病院は1971年（昭和46年）に建築され、運用が開始されています。

大小様々な増改築が行われているのですが、大きなものとして、一つ目が1978年（昭和53年）の本館6階の増築、1980年（昭和58年）の東棟の増築、2001年（平成13年）の事務棟の増築、2004年（平成16年）の手術棟の増築、大きくはこの4回の増築が行われております。

○16番（木村隆洋委員） 今、室長の御答弁の中で、1971年（昭和46年）に運用を開始しているということで、今年で約53年が経過しているという、現在の状況であります。その後、4回の増改築、増築が多いのかなという感じではあるのですが、この健康づくりのまちなか拠点整備事

業、旧市立病院に関しては、これまでの議会等、委員会等の答弁でも令和9年度からの運用を開始するというお話がありました。

若干話がずれるのですけれども、例えばマンションとかでも、安ければ定期借地権を50年で売ってみたい。それはなぜかといえば、マンションの耐用年数が大体50年ということで設定されている中での、定期借地権で売りますよみたいな。

旧市立病院を建築して53年が経過している。今回の改修工事で、では令和9年度から運用を開始する、その先の耐用年数というのは、いつまでを想定しているのかお伺いいたします。

○健康づくりのまちなか拠点整備推進室長（青山洋蔵） 耐用年数についてお答えいたします。

今回の旧市立病院の改修工事を行うに当たりまして、まず令和2年度に、実際のコンクリートの状況を把握するためにコンクリートの老朽化調査を行っております。その中で中性か酸性の度合いとか、そういったものを調べた結果、長寿命化に耐え得る状態だということで整備のほうを進めることにしました。

今回の改修につきましては、主要な構造を除き、設備ですとか外壁、内装を全て更新する工事となっております。実際、改修後に少なくとも40年、できる限り長く使いたい。できれば、50年程度は使用できるような改修工事としたいと考えております。

○16番（木村隆洋委員） 思ったより長もちするのかなという印象を持ちました。

本議案は、旧市立病院の改修ということで29億3000万円余り、先ほど室長からもありましたが本議案、この後、第61号、第62号、第63号に旧第一大成小学校の解体も含まれるという中で、この健康づくりのまちなか拠点整備事業の、本委員会でも上がっているだけでも、合計すれば大体66億円余りぐらいなのかなという、やっぱり議会等の答弁でも、この後もまだ出てくるのでしょうけれども、七十三、四億円ぐらいかかるという、非常に大きい工事であります。

先般の一般質問でも石岡議員のほうからもお話があったのですが、先日、商工会議所青年部のほうから、この健康づくりのまちなか拠点整備事業について、要望書なのか、陳情書が出たというふうに伺っております。どういった内容なのかと、それに対してどのような対応を取るのかお伺いいたします。

○健康づくりのまちなか拠点整備推進室長（青山洋蔵） 商工会議所青年部からの要望についてお答えいたします。

去る、5月9日になりますが、弘前商工会議所青年部から旧第一大成小学校跡地活用構想に関する要望書が提出されました。その内容について同日、市長と面談等を行ったものです。内容としましては、これまでの検討の経緯・議論を否定するわけではないが、よりよい整備や整備後の活用に向けて様々な思いを持った会員がいるので、市と意見交換や議論する場を設けてほしいという内容でございました。これを受けまして、6月7日に商工会議所青年部の会長・副会長と打合せを行いまして、6月28日、今週になりますが、改めて意見交換を行うこととしております。

市といたしましては、多くの方々に利用される広場整備に向けて、商工会議所青年部だけではなく、今後、様々な方々との意見交換を続けてまいりたいと考えております。

○19番（外崎勝康委員） ちょっと参考程度に2点だけお聞かせいただきたいのですが。

1点目は、もしもこの建物を、今回は改修ということなのですが、こういった建物を建て直した場合、どの程度かかるのかなというのが1点と。

あと、今回、工期が約2年間ということなのですが、2年間という工期に対して無理がないのか、それともちょっと無理をしているとか、その辺、工期に関してどのようにお考えなのか

の2点、参考程度で結構です。

○健康づくりのまちなか拠点整備推進室長（青山洋蔵） 建て直した際のコストでございます。

こちらのほうは、整備を検討する初期の段階でそういった検討をしておりました。その際には、新築と増改築とコストを比べると、増改築のほうが大体7割から6割ぐらい、低価に整備をすることが可能ということで、割り返すと3割とか4割とかは多いコストが新築の整備だとかかるというふうに認識をしています。

2年間の工期についてであります。こちらのほうは実施設計の段階で設計事務所のほうと精査して組んだスケジュールでありまして、余裕があるスケジュールかということ、ちょっと分からないところはあるのですが、十分実施可能な工期だというふうに認識しております。

○19番（外崎勝康委員） 分かりました。

今、どうしても人手不足ということもあるし、時間的にも、前と違って無理の利かない時期なので、その辺の工期に関してはくれぐれも、また会社の方としっかり打合せをしながらやっていただきたい。

とにかく事故を起こさないような体制をぜひともつくっていただきたいというのが一番のお願いです。

○24番（三上秋雄委員） 今、室長の説明を聞いて、計画的なものの、多くの市民からまた話を聞くという説明があったわけですが、商工会議所青年部からの要望書とか。

せば、まだ話を聞くということは、計画の見直しもあるということか。

○健康づくりのまちなか拠点整備推進室長（青山洋蔵） これから意見を聞いていく中身につきましては、ハード整備の内容自体ではなく、実際にハード整備が終わった後の活用方法ですか、そういったところについて意見を聞いていきたいというふうには考えております。

○24番（三上秋雄委員） 活用方法の意見を聞くというのは、計画はそのまま変わらないということで、使い方の意見を聞くという意味でいいのですよね。（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。

○委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第61号 工事請負契約の締結について（令和6年度旧市立病院改修工事（機械設備工事））

○委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第61号工事請負契約の締結についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（堀川慎一） 議案第61号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本工事は、旧市立病院の改修に伴う機械設備工事であり、既存撤去工事、屋外工事を含むものであります。

工事名称は令和6年度旧市立病院改修工事(機械設備工事)で、工事場所は弘前市大字大町三丁目8番地1ほかであります。

契約金額は17億6110万円、契約の相手方は弘水・東弘・大伸特定建設工事共同企業体、竣工期限を令和8年7月2日として契約を締結しようとするものであります。

以上であります。

○委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○17番（千葉浩規委員） 1回目は三つあります。

一つ、機械設備工事といった場合、入札に参加できる資格というのはどうなるのか、答弁をお願いします。

あと、無効というふうにあるのですけれども、無効というのは一体どういう意味なのか、答弁をお願いします。

あと、技術評価点について、2者においてどの項目で差が出たのか、答弁をお願いします。

○契約課長（成田政嗣） 入札に参加できる資格についてです。

本工事は自主結成の方法により3者または4者で結成する特定建設工事共同企業体で施工する方式としており、共同企業体の代表者の主な資格要件として、市内に本店を有すること、市の令和6年度建設工事指名競争入札参加資格者名簿において管工事A等級に格付されていること、平成21年度以降に管工事で1件の契約金額が6億1900万円以上の元請施工実績があることなどを定めております。また、共同企業体の代表者以外の構成員の資格要件としましては、市内に本店を有すること、市の令和6年度建設工事指名競争入札参加資格者名簿において管工事A等級に格付されていること、平成21年度以降に管工事の元請施工実績があることなどを定めております。

次に、無効についてです。

本工事では、入札公告において入札に関する条件を定めており、この条件に違反した入札は無効となりますが、本入札で無効となった共同企業体につきましては、入札条件で定めている委任状が添付されていなかったものであります。

次に、技術評価点についてです。

技術評価点の項目と点数の配分は建築工事と同じであります。また、本工事の技術評価点で差が出た部分は、企業の施工実績の項目であります。弘水・東弘・大伸特定建設工事共同企業体の企業の施工実績は1点であったのに対し、東邦・共立・共同・阿保建設工事共同企業体の企業の施工実績は零点であり、結果として、弘水・東弘・大伸特定建設工事共同企業体の技術評価点は8.5点、東邦・共立・共同・阿保建設工事共同企業体の技術評価点は7.5点となったものであります。

○17番（千葉浩規委員） 要するに、書類の不備で無効ということだと思いますけれども、それでいて技術評価点がついているということなのですから、普通に考えれば、無効が初めから分かっているのだったら技術評価点をそもそもつける必要性がないのではないかと思います。どの時点で無効という判断になるのか、答弁をお願いします。

○契約課長（成田政嗣） 無効の判断についてです。

技術評価点につきましては、入札参加資格審査申請時に提出された技術評価調書及び配置予

定技術者調書に基づき、入札前に機械的に採点されるものであります。価格評価点につきましては、電子入札システムで開札を行った時点で採点することとなりますが、開札時に必要な添付書類を確認したところ、委任状の添付がなく無効となったものであります。

○17番（千葉浩規委員） 一つ、今回の落札率ですが、先ほど説明もありましたけれども、約94.96%、あとはちょっと前後してしまうのですが、電気設備工事も約94.46%ということですが、こういった工事においては大体、94%、95%というのは妥当なものなのか、その評価について答弁をお願いします。

あと、2者の参加で1者は無効ということですが、そういった場合、競争性というのは十分発揮されたというふうに評価しているのか、答弁をお願いします。

あと、予定価格と基準数値から見て、今回の落札決定者の評価値についての評価はどうか、答弁をお願いします。

あとは、落札決定者の概要について答弁をお願いします。

○契約課長（成田政嗣） 落札率についてです。

過去3か年の管工事の平均落札率は、令和3年度が93.25%、令和4年度が95%、令和5年度が95.05%であり、今回の落札率94.96%につきましてもおおむね例年並みと認識しております。

次に、競争性についてです。

本工事では複数の共同企業体が参加可能な入札参加条件としており、その結果として、自主結成方式で結成された2共同企業体が入札に参加したものであることから、競争性は発揮されているものと考えております。

次に、評価値の評価についてです。

本工事の落札者の価格評価点と技術評価点の合計である評価値は93.5点でありました。価格評価点については、落札しなかった共同企業体が無効となったことから比較はできないものの、技術評価点について評価が高かった共同企業体が落札者となっており、価格以外の要素も加味して落札者を決定する総合評価落札方式の趣旨に沿った適切な評価が行われたものと考えております。

次に、落札決定者についてです。

本工事の落札者である弘水・東弘・大伸特定建設工事共同企業体につきましては、代表者が株式会社弘前水道、構成員を東弘電機株式会社及び株式会社大伸管工業所とする共同企業体であり、各構成員の出資比率は、株式会社弘前水道が50%、東弘電機株式会社が30%、株式会社大伸管工業所が20%であります。

○委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第62号 工事請負契約の締結について（令和6年度旧市立病院改修工事（電気設備工事））

- 委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第62号工事請負契約の締結についてを審査に供します。
本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。
- 総務部長（堀川慎一） 議案第62号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。
本工事は、旧市立病院の改修に伴う電気設備工事であり、既存撤去工事、駐車場設備等の外構工事を含むものであります。
工事名称は令和6年度旧市立病院改修工事（電気設備工事）で、工事場所は弘前市大字大町三丁目8番地1ほかであります。
契約金額は16億6870万円、契約の相手方は張山・日善・弘都特定建設工事共同企業体、竣工期限を令和8年7月2日として契約を締結しようとするものであります。
説明は以上であります。
- 委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。
- 17番（千葉浩規委員） 二つです。
電気設備工事の入札に参加できる資格が一つです。
二つ目は、技術評価点について、2者にどのような項目で差が出たのか、答弁をお願いします。
- 契約課長（成田政嗣） まず、入札に参加できる資格についてです。
本工事は自主結成の方法により3者または4者で結成する特定建設工事共同企業体で施工する方式としており、共同企業体の代表者の主な資格要件としましては、市内に本店を有すること、市の令和6年度建設工事指名競争入札参加資格者名簿において電気工事A等級に格付されていること、平成21年度以降に電気工事で1件の契約金額が4億4200万円以上の元請施工実績があることなどを定めております。また、共同企業体の代表者以外の構成員の資格要件としましては、市内に本店を有すること、市の令和6年度建設工事指名競争入札参加資格者名簿において電気工事A等級に格付されていること、平成21年度以降に電気工事の元請施工実績があることなどを定めております。
次に、技術評価点についてです。
技術評価点の項目と点数の配分は建築工事と同じであります。また、本工事は技術評価点で差が出た部分は、企業の施工実績、配置予定技術者の施工実績及び優良工事技術者表彰の項目であります。
張山・日善・弘都特定建設工事共同企業体の技術評価点は、企業の施工実績が1点、配置予定技術者の施工実績が1点、優良工事技術者表彰が0.5点であったのに対し、弘鉄・城東・東弘建設工事共同企業体の技術評価点は、企業の施工実績が零点、配置予定技術者の施工実績も零点、優良工事技術者表彰が零点であり、結果として、張山・日善・弘都特定建設工事共同企業体の技術評価点は9.5点、弘鉄・城東・東弘建設工事共同企業体の技術評価点は7点となったものであります。2.5点の差につきましては、建設工事が大規模になればなるほど施工実績の部分で業者間の差が生じてくるため、今回の2.5点の差になったものと考えております。
- 17番（千葉浩規委員） 今回についても2者の参加であるけれども、競争性は十分発揮された

のかと。2.5点という差がついたのですけれども、ちょっと差があったなと思うのですが、そういう中で、競争性の発揮ということについてどう評価したのかということが一つです。

あとは、落札決定者の評価値についてどう考えているのかということです。

最後に、落札決定者の概要について答弁をお願いします。

○契約課長（成田政嗣） まず、競争性についてです。

本工事では複数の共同企業体に参加可能な入札参加条件としており、その結果として自主結成方式で結成された2共同企業体が入札に参加したものであることから、競争性は発揮されているものと考えております。

次に、評価値の評価についてです。

本工事の落札者の価格評価点と技術評価点の合計である評価値は94.315点で、技術評価点が2共同企業体中1位、価格評価点が2共同企業体中2位でありましたが、合計の評価値が最も高く、価格以外の要素も加味して落札者を決定する総合評価落札方式の趣旨に沿った適切な評価が行われたものと考えております。

次に、落札決定者についてです。

本工事の落札者である張山・日善・弘都特定建設工事共同企業体につきましては、代表者が張山電気株式会社、構成員を株式会社日善電気及び株式会社弘都電気とする共同企業体であり、各構成員の出資比率は、張山電気株式会社が45%、株式会社日善電気が35%、株式会社弘都電気が20%であります。

○24番（三上秋雄委員） 予算的なことで申し訳ないのだけれども、補助金というのが国とかそういうところから出ると思うのだけれども、財源的なところをちょっと教えてください。

○健康づくりのまちなか拠点整備推進室長（青山洋蔵） 財源につきましては、今の工事に限らず、建築・電気設備・機械設備の全てに入っているのですが、財源の種類としましては、大きくは国の補助金、国土交通省の補助金と、あと交付税措置率の高い地方債、起債を利用することになっています。起債も防災上の観点から、緊急防災・減災事業債であったり、FM——公共施設の適正管理の観点からの起債ですとか、そういったものを活用することによって実質負担を抑えるということで進めております。

○24番（三上秋雄委員） こういうところから出るといのは分かったので、割合というか比率をちょっと詳しく教えてもらえれば。

○健康づくりのまちなか拠点整備推進室長（青山洋蔵） 財源の内訳です。

国の補助金が14%、緊急防災・減災事業債が24.3%、公共施設等適正管理推進事業債が一番多くて61.7%、公共事業等債が14%で、残りが一般財源ですとか基金等になってございます。

○19番（外崎勝康委員） 今の続きだけれども、結局、市としての持ち出しというのはどのくらいになるのかなと、それを一番聞きたいのですけれども。

○健康づくりのまちなか拠点整備推進室長（青山洋蔵） これから様々、まだ地方債とかも協議を進めている部分もございまして、今の時点での試算になるのですが、おおむね実質負担を5割弱、49.数%から48%ぐらいに抑えたいというふうに思っています。

○委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第63号 工事請負契約の締結について（令和6年度旧第一大成小学校等解体工事）

○委員長（佐藤 哲委員） 最後に、議案第63号工事請負契約の締結についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（堀川慎一） 初めに、配付資料について御説明申し上げます。旧第一大成小学校等解体工事に係る議案第63号につきまして、工事概要をまとめた資料及び図面のほか、入札執行書をお配りしております。

それでは、議案第63号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本工事は、市民の健康寿命の延伸及び中心市街地のにぎわい創出を図るため、旧第一大成小学校跡地を健康・医療・福祉、多世代の交流、多様な学びの機能を併せ持った健康づくりのまちなか拠点として整備することに伴い、当該地の既存施設の解体工事を行うものであります。

工事名称は令和6年度旧第一大成小学校等解体工事で、工事場所は弘前市大字土手町154番1ほかであります。

工事の概要は、旧第一大成小学校校舎棟、屋内運動場棟、ことばの教室棟、物置棟及びその他附属物の解体工事を行うものであり、石綿含有建材及び内壁面等の石綿含有仕上げ塗材の除去工事を含むものであります。

契約金額は3億827万7830円、契約の相手方は弘前重機・吉川・佐藤惣建設工事共同企業体、竣工期限を令和7年3月25日として契約を締結しようとするものであります。

説明は以上であります。

○委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○17番（千葉浩規委員） 二つです。

まず、今回、解体工事ということですが、解体工事の入札に参加できる資格についてが一つです。

二つ目が、今回は最低制限価格というふうになっていますが、どうしてそういうふうになるのかということについて答弁をお願いします。

○契約課長（成田政嗣） まず、入札に参加できる資格についてです。

本工事は自主結成の方法により3者または4者で結成する特定建設工事共同企業体で施工する方式としており、共同企業体の代表者の主な資格要件としましては、市内に本店を有すること、市の令和6年度建設工事指名競争入札参加資格者名簿において解体工事に登録されていること、平成21年度以降に建築物の解体工事で1件の契約金額が500万円以上の元請施工実績があることなどです。また、共同企業体の代表者以外の構成員の資格要件としましては、市内に本店を有すること、市の令和6年度建設工事指名競争入札参加資格者名簿において解体工事に登録されていること、平成21年度以降に建築物の解体工事の元請施工実績があることな

どであります。

次に、最低制限価格についてです。

総合評価落札方式以外の条件付き一般競争入札においては価格のみの競争となり、最低制限価格を設定し、最低制限価格を下回った入札金額の場合は落札者としなないこととして入札を執行することとなります。

○17番（千葉浩規委員） 今回の落札率なのですが、約93.20%ということで、これまで見てきたうちでは一番低いわけですが、この約93.20%の評価について答弁をお願いします。

あと、予定価格、最低制限価格から見て、今回の入札決定額の評価について答弁をお願いします。

三つ目は、入札決定者の概要についてと、今後のスケジュールについて答弁をお願いします。

○契約課長（成田政嗣） まず、落札率についてです。

近年の解体工事の平均落札率は、令和3年度が91.56%、令和4年度が90.36%、令和5年度が94.47%となっており、例年並みと認識しております。

次に、入札決定額の評価についてです。

解体工事の落札者の入札価格は2億8025万2573円であります。一方で、予定価格は3億70万円、最低制限価格は2億8007万9456円であり、最低制限価格と入札価格の差は約17万3000円あります。

入札価格につきましては、予定価格の範囲内であり、かつ近年の平均落札率から見ても大きく乖離していないことから、適正な価格であると捉えております。

次に、落札決定者の概要と今後のスケジュールについてです。

本工事の落札者である弘前重機・吉川・佐藤惣建設工事共同企業体につきましては、代表者が有限会社弘前重機、構成員を吉川建設株式会社及び株式会社佐藤惣建設とする共同企業体であり、各構成員の出資比率は、有限会社弘前重機が40%、吉川建設株式会社が30%、株式会社佐藤惣建設が30%であります。

今後のスケジュールにつきましては、本議案が可決された場合、その後、相手方へ通知を行い、その通知をもって本契約が成立します。その後は、速やかに工事着手に係る手続を行うこととなります。

○16番（木村隆洋委員） 旧第一大成小学校は、ちょっと表現がいいのかどうかあれなのですが、市役所としてずっと、物置代わりというか、に使っていたと思うのですが、今、解体するということで、その物というのはどこに行ったのか、どこで保管しているかというか、お伺いいたします。

○健康づくりのまちなか拠点整備推進室長（青山洋蔵） 保管場所の移動先ですが、大きな場所としましては、旧小友小学校の建物と、昔、水道部が入っていました茂森庁舎のほうに物品を移動しております。

○16番（木村隆洋委員） ここを解体して、解体した後は多目的広場というか、に整備されるということで、先ほど商工会議所青年部だけではなくて皆さんの意見を聞くという、聞く声を一番発揮できるのが多分、ここの多目的広場の活用かなというふうに思うのですが、多目的広場の活用を本当に行政としてどういうふうに考えているのかという、そこをお伺いします。

○健康づくりのまちなか拠点整備推進室長（青山洋蔵） 今現在、第一大成小学校跡地につきましては、旧市立病院と一体的に拠点整備を進める中でも、外部空間、屋外空間ということで整備を進めているわけなのですが、設計段階におきましては、利用方法としまして日常的な運動

ですとか休息の場、あとはイベントでの活用等を考えてございます。

まさに、今後、それらが日常的に使われる場とするためには、例えばどういう設備が必要かとか、どういう機能とかが必要かというものを、商工会議所青年部を含めて様々な意見を聞いてまいりたいと考えてございます。

○24番（三上秋雄委員） 室長の説明では、広場の整備とか設備とかというのは、どういう考えなのか、理事者として。ちゃんとしていないのか。まだ変わっていくということか。

○健康づくりのまちなか拠点整備推進室長（青山洋蔵） すみません、説明がちょっと不足していました。

設備等というのは今まで、この設計の中で変更し得るのが、例えばイベントで使う際に、どこに電源設備があったら使いやすいかとか、どこに水道施設があればいいかとか、そういう設備レベルの話でして、大きな広場としての整備というのは、今の時点では変更するものではないと考えております。

○24番（三上秋雄委員） 時代とともに変わっていかなければいけないと木村委員も言うように、商工会議所青年部の話を聞いたり。けれども、一旦決めたものを変えていくというのは、予算的なものも変わってくると思うので、あなたたちもきちんと考えておかなければ駄目ですよ。

私は、変わるのが悪いとは言わない。やっぱり、時代、時代で変わっていくものだ。でも、あまりにも、まだできる前から変わっていくのだ、変わっていくのだという、軽々にそういうことを言えばこんがらがってしまうよ、使い方が。そう思って、心配で再確認しました。

○19番（外崎勝康委員） 2ページに、本工事にはアスベストの除去工事を含むという内容があるのですが、昨年10月から国の法律が変わって、アスベストに関しては特に厳しく調査をして、また処理の方法もより厳しくなったと思うのですよね。それがあってこういった書き方をされていると思うのですが、アスベストの調査の仕方、またそれに伴う予算というのはどの程度この中に含まれているのか。アスベストに関して、分かる範囲で結構なのでお知らせいただければと思います。

○健康づくりのまちなか拠点整備推進室長（青山洋蔵） すみません、金額はすぐ出てこないのですが、今のこの工事の内容としましては、まず工事を始める段階でアスベストの今の現状を改めて把握するという経費も計上してございます。あわせて、アスベストの除去経費というものも工事費の中に積算しております。

改めての調査の中で、実際よりも状態がいい・悪いに応じて設計内容を見直していくということになるかと認識してございます。

○19番（外崎勝康委員） 新しい法改正というのは、壁の中のアスベストの含有量まで調べていくというふうになっていますので、前とは違ってかなり、えいやで、これはアスベストではないでなくて、アスベストの含有量を調べながら、それをどう処理していくかというところまで今回、新たに法改正となっておりますので、もう1回、市としてもアスベストに関してはきちんとした形でやっていただいて、もしそういう資料ができれば、後で頂ければと思っております。

○委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前11時22分 散会】